

公益社団法人日本ホッケー協会 公認審判員規程

(目的)

第1条 この規程は、日本ホッケー協会（以下「JHA」という）が公認する審判員の地位の確立および審判技術の向上を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 公認審判員とは、この規程によってJHAに認定または承認された審判員をいう。

(公認審判員の区分)

第3条 公認審判員は、その見識・技能に応じて次の級に区分する。

1. A級公認審判員
2. B級公認審判員
3. C級公認審判員
4. D級公認審判員

また、国際審判員資格をFIHより認定された者は上記の区分に関係なく国際審判員とも言うが、国内の審判活動においては、本規程を適用する。

(公認審判員の資格と資質)

第4条 公認審判員の資格と資質を次のように定める。

1. A級公認審判員（以下「A級審判員」という）は、国際試合の審判を行い得る識見、技能を有する者または公認審判員の模範となり、指導を行い得る見識・技能を有する者。
2. B級公認審判員（以下「B級審判員」という）は、公式試合の審判を行うに十分な識見、技能を有する者。
3. C級公認審判員（以下「C級審判員」という）は、公式試合の審判を行い得る者で、ブロック審判長が指定し、日本ホッケー協会が認定した者。
4. D級公認審判員（以下「D級審判員」という）は、試合の審判を行い得る者で、ブロック審判長が指定し、ブロック協会が認定し、JHAが承認した者。
5. 国際審判員に関しては、国際ホッケー連盟の定めるところによる。

(公認審判員の責務)

第5条 公認審判員に求められる主な責務を次のとおり定める。

1. 試合の審判を行う時は必ず公認審判服を着用しなければならない。
2. 公式試合、講習会等に参加する場合、審判員証を携帯しなければならない。
3. A・B級審判員は、公式試合参加時には、公認エンブレム付ブレザーを必ず着用しなければならない。
4. A級審判員は、JHA主催の試合または日本リーグの試合の審判を3年間に6試合以上行わなければならない。
5. B級審判員は、JHA主催の試合、ブロック主催の試合または日本リーグの試合を3年間に6試合以上行わなければならない。
6. C級審判員は、公式試合を年間5試合以上行わなければならない。
7. A級、B級審判員は、第16条1項(a)または2項(a)に定めるJHAまたはブロック協会が主催するルール研修会を3年に1回以上受講しなければならない。
8. A級、B級審判員は、JHAが指定する体力測定を毎年1回以上実施しなければならない。
9. A級、B級審判員は、年度当初の指定期日までに国内大会審判員派遣調査表を提出しなければならない。
10. A級、B級審判員は、ブロック審判長またはJHAの求めに応じて活動実績を報告しなければならない。
11. 国際公式試合の審判を行う場合は、事前に技術委員長の承認を得なければならない。
12. その他JHAの指定する活動に協力しなければならない。

(公認審判員の審判可能範囲)

第6条 公認審判員の審判を行うことができる範囲は次のとおりとする。

1. A級審判員は、国内のすべての試合および技術委員長の承認により国際試合の審判を行うことができる。
2. B級審判員は、国内のすべての試合の審判を行うことができる。また、審判部長の推薦および技術委員長の承認により国際試合の審判を行うことができる。
3. C級審判員は、ブロック内大会及び都道府県内大会の試合の審判を行うことができる。所属ブロック審判長の承認がある場合は、所属外のブロック内大会または都道府県内大会の試合の審判を行うことができる。
4. D級審判員は、都道府県内大会の試合の審判を行うことができる。所属ブロック審判長の承認がある場合は、所属外の都道府県内大会の試合の審判を行うことができる。
5. 大会に参加するチームの監督、コーチ、選手は当該大会の試合の審判を行うことができない。
6. 上記にかかわらず6人制の試合については、範囲を指定しない。

(公認審判員の認定手順)

第7条 各級の認定は、以下のとおりとする。なお、認定基準等の詳細は、別に定めるところによる。

1. A級審判員は、技術委員会より公表されるA級審判員昇格候補者リスト対象者で、JHAが開催するA級昇格審判講習会に参加し、その審査によりA級審判員としての資質が認められるとして上申された者のなかから、資格審査室で審議して認定する。
2. B級審判員は、C級審判員資格保有者で、ブロック審判長の推薦によりJHAが開催するB級昇格審判講習会に参加し、その審査によりB級審判員としての資質が認められるとして上申された者のなかから、資格審査室で審議して認定する。
3. C級審判員は、D級審判員資格保有者で、都道府県審判長の推薦により各ブロック協会が開催するC級昇格審判講習会に参加し、その試験の合格者をブロック審判長が認定し、JHAが承認する。なお、C級昇格審判講習会は、UM資格保有者または技術委員会の指名する講師により実施されなければならない。
4. D級審判員は、所定の審判講習会を受講した者で、都道府県審判長の承認を得て、ブロック審判長が認定し、JHAが承認する。

(昇格審判講習受講資格)

第8条 各級昇格審判講習会の受講資格を第7条に追加して次に定める。

1. 50歳以下の心身健康な者。
2. 高校生以下の者においては、親権者の同意がある者。
3. A級、B級、C級においては、40歳以下の者。ただし、JHA審判部長の許可があれば40歳を超えた者も受講できる。
4. A級においては、所属ブロック審判長の他、他ブロック審判長、JHA審判部会員、引退した国際審判員のうち2名以上の推薦がある者。
5. B級においては、所属ブロック審判長の他、他ブロック審判長、JHA審判部会員、引退した国際審判員のうち1名以上の推薦がある者。

(公認審判員認定証および審判員証)

第9条 A級、B級、C級審判員に認定され、第11条に定める登録手続きを完了した者に日本ホッケー協会長から認定証および審判員証を交付する。D級審判員承認時にはブロック審判長から認定証および審判員証を交付する。認定証および審判員証は昇級ごとに交付され、それ以前のものは各自で保管しなければならない。公認審判員は、公式試合および講習会等に参加するときは審判員証を携帯しなければならない。

(公認審判員の管理)

第10条 A級、B級、C級審判員はJHAが、D級審判員は各ブロック審判長が基本台帳により管理し、登録、変更が生じた場合は速やかに基本台帳の更新を行う。公認審判員の所属協会は現住所または勤務先所在地を原則とする。転勤等の事由で所属協会を変更する必要が生じた公認審判員は、速やかにJHAにその旨の連絡をしなければならない。変更の承認は審判部長が行う。

(登録、更新手続き)

第11条 公認審判員登録および更新手続きについては、次のようを行う。

1 昇級による初回の登録 (A級、B級、C級審判員)

- (a) 各級の審判員の認定後、JHAより申請書等の関係書類を対象者本人に送付する。

申請者は指定された期間内に必要書類をJHAに提出し、登録料を納入しなければならない。指定期間に提出または納付がなされない場合は、認定を取り消す場合がある。

- (b) JHAは必要書類および登録料を受理後、登録番号を付与し、基本台帳を更新する。

- (c) JHAは申請者に認定証と登録証と交付し、同時に関係地方協会に登録完了者名簿を送付する。

- (d) A級審判員に襟章、B級審判員にエンブレム、C級審判員にカード、リングを付与する。

2 D級審判員認定による初回の登録

- (a) ブロック協会が認定したD級審判員の登録番号は、ブロック審判長が付与する。

- (b) 登録時にルールブックを付与する。

- (c) ブロック審判長は認定と同時にJHAに必要事項を記載したリストを提出し、承認を得なければならない。

- (d) 登録手続きについては、別に定める。

3 更新手続き

(a) 資格の有効期間は毎年4月1日より翌年3月31日までとし、前年度2月1日までに更新手続きを行わなければならない。D級審判員においては上記に関わらず資格の有効期間は登録日より1年間とし、有効期間満了前までに再度所定の講習会を受講した者は更新手続きを行うことができる。

3 登録・更新手続料

(a) 新規登録料

A級 8,000円 B級 7,000円 C級 5,000円 D級 1,000円

(b) 更新手続料

A級 3,000円 B級 3,000円 C級 3,000円 D級 1,000円

定年および引退表明者（C級以上） 3,000円

（資格の喪失）

第12条 公認審判員は、次に該当するときにはその資格を喪失する。

1. 第10条に規定する更新手続を怠った場合。
2. 公認審判員としてふさわしくない言動があつたとき。
3. D級審判員においては、登録日より1年間が経過したとき。

（降格）

第13条 公認審判員は、次に該当するときには降格する。

1. 第10条3項、4項、5項に規定する審判活動実績に満たないとき。
2. 第10条5項に規定する講習会を受講しなかつたとき。
3. 各級で必要とする識見、技能を有していないと認められたとき。

（資格の喪失および降格手続き）

第14条 資格の喪失および降格は、次のように行う。

1. 第12条、第13条に該当すると認められる場合は、技術委員会での審議により資格喪失または降格の仮決定を行う。
2. 技術委員会は仮決定の内容を該当者に通知して状況を確認し、本人が希望する場合は、弁明の機会を設けなければならない。ただし、第11条3項に規定するD級の自動的喪失の場合を除く。
3. 前項において、海外駐在等やむを得ない事由等を勘案して技術委員会は仮決定内容を変更または取消すことができる。
4. 第2項を実施しても資格喪失または降格に該当すると認められる場合は、技術委員長は資格審査室にその内容を諮問しなければならない。資格審査室で審議を行つた後、JHA理事会で承認された時に資格喪失または降格が決定する。
5. 技術委員会は資格喪失または降格の決定後すみやかに本人および所属協会にその内容を通知する。
6. 降格の場合は新たな審判員証は交付しない。降格となった級の審判員証はすみやかにJHAに返却し、本人が保管している以前使用していた降格後の級の審判員証を使用しなければならない。
7. 資格喪失時は所属審判長が本人の所有する審判員証を回収してJHAに返却しなければならない。
8. 資格を喪失した者が再度審判員資格を取得しようとする場合は、それまでの実績は喪失されたものとして扱う。

（審判員の定年）

第15条 審判員の定年および定年後の活動範囲等については次のとおり定める。

1. 50歳の誕生日に達した時の年度末（3月31日）をもって定年とする。
2. 自ら引退をJHAに通知した場合は、その時点で定年者と同じ扱いとする。
3. JHA主催試合を含む6人制の試合の審判を行うことができる。
4. ブロック主催の試合等のJHA主催以外の試合の審判を行うことができる。ただし、事前に大会TDおよびJHA審判部長の承認を要する。
5. JHA主催試合を含むすべての国内試合のサジェスチョンアンパイアを行うことができる。
6. 事前に技術委員長、JHA審判部長の承認があり、体力テスト結果が基準を満たしている場合に限りJHA主催試合の審判を行うことができる。
7. 上項の活動を行う場合は、第9条に定める更新手続きが完了していなければならない。
8. 第10条から13条に定める審判員の責務等を準用する。

(講習会等の実施)

第16条 審判員はルールやその解釈の統一化と審判技術の向上を図り、ホッケー競技の発展に寄与するために実施される講習会等に積極的に参加しなければならない。実施される講習会は次のとおり。

1. JHA技術委員会が主催する講習会等
 - (a) 全国統一ルール研修会（第5条7項対象研修会）
 - (b) A級昇格審判講習会
 - (c) B級昇格審判講習会
 - (d) その他必要に応じた規則・技術に関する講習会
2. ブロック協会が主催する講習会等
 - (a) ルール研修会（第5条7項対象研修会）
 - (b) C級昇格審判講習会
 - (c) D級昇格審判講習会
 - (d) その他必要に応じた規則・技術に関する講習会
3. 都道府県協会が主催する講習会等
 - (a) ルール研修会
 - (b) D級昇格審判講習会
 - (c) その他必要に応じた規則・技術に関する講習会

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、技術委員会が関係箇所と協議のうえ決定する。

(附 則)

- 1 この規程は、1995年10月21日制定し適用する。
- 2 この改正規程は、2002年7月1日から施行する。
- 3 この改正規程は、2004年11月15日から施行する。
- 4 資格制度を見直し、C級指定審判員制度は廃止する。

この改正規程は、2006年4月1日から施行する。

- 5 この改正規程は、2008年4月1日から施行する。
- 6 この改正規程は、2009年5月21日から施行する。
- 7 この改正規程は、2010年9月4日から施行する。
- 8 この改正規程は、2012年4月1日から施行する。
- 9 この改正規程は、2013年4月1日から施行する。